

マンションの管理の適正化の推進に関する法律 新旧対照法令

改正前	R3.9.1 改正後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 マンション管理業 第3節 業務</p> <p>(重要事項の説明等)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に<u>記名押印させなければならない</u>。</p> <p>6 マンション管理業者は、第一項から<u>第三項までの規定</u>による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって前項の規定による措置に<u>準ずる措置</u>を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、同項の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 マンション管理業 第3節 業務</p> <p>(重要事項の説明等)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に<u>記名させなければならない</u>。</p> <p>6 マンション管理業者は、第一項から<u>第二項までの規定</u>による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は管理組合の管理者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって前項の規定による措置に<u>代わる措置</u>を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。</p> <p>7 マンション管理業者は、<u>第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供さ</u></p>

(契約の成立時の書面の交付)

第73条 (略)

- 2 マンション管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。
- 3 マンション管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、同項の規定は、適用しない。

(略)

第7章 罰則

(略)

第109条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第73条第2項の規定による記名押印のない書面を同条第1項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

せることができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該管理業務主任者に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、てきようしない。

(契約の成立時の書面の交付)

第73条 (略)

- 2 マンション管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名させなければならない。
- 3 マンション管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該マンション管理業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

(略)

第7章 罰則

(略)

第109条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 第73条第2項の規定による記名のない書面を同条第1項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

<p>八～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>八～十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>
---	---